

令和 6 年度取手市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当市は、茨城県の最南端に位置し、東京都心から約 35 キロメートルと近い。また、国道 6 号線や J R 常磐線が通り、利便性が大変良好なため、昭和 40 年代から首都圏のベッドタウンとして発展し、人口も急速に増加した。

市内の西から東へ国の一級河川である利根川と小貝川が流れ、関東平野に位置する全体的に平坦な地形であることから、昔から水稻生産が盛んに行われ、現在も 2,000 ヘクタールを超える農地を有する田園地帯でもある。

市の農業構造については、市内外の企業等へ勤めながら家業の農家も営む兼業農家が大多数を占めており、1 農家当たりの平均耕作面積は約 1 ヘクタールと小規模農家が多いのが特徴である。

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足が顕著化する中、地域担い手への農地集積が加速化しているが、新たな担い手確保には苦慮しているのが現状である。

こうした地域農業の現状を踏まえ、首都圏近郊という地の利を活かした都市型農業へと転換を図るとともに、新たな販売チャンネルの開拓、地産地消の推進、市場が求める銘柄のリサーチ及び普及、生産性の高い転作作物への転換などを推進することにより、農業所得の向上を図り、農業を魅力のある職業へと変革しなければならない。

また、米価の安定や不作付地の解消を図るため経営所得安定対策等を活用し、飼料用米等を中心とした戦略作物への転換を積極的に推進する。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

一部の水稻農家がハウストマト等の高収益作物への転作に取り組んでいるが、高齢化や後継者不足等から、水田活用における高収益作物の規模拡大は難しい状況である。

そのため、飼料用米、新市場開拓用米など転換が比較的容易な新規需要米の生産拡大に努める。

また、農業改良普及センターや J A 等と協力し、A I 技術を活用したスマート農業の普及に取り組むとともに、農業委員会、土地改良区、農地中間管理機構等と連携し、農地集積・集約化を積極的に推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当市は、兼業農家が大多数を占めるため、未利用地の割合は水田より畑地が多く、借地希望者も水田が圧倒的に多いのが現状である。

そのため、水田の畑地化よりも、水田のまま新規需要米の生産を推進することが有効利用につながると考える。

今後は、関係機関等と協力して情報収集を行い、農業法人や企業などからまとまった畑地を求める声があれば、地元との調整を図っていく。

また、土地の性質上水はけが悪い圃場が多くブロックローテーションの構築は難しい。高収益作物等の転換作物の推進に取り組み、水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみ生産し続けている水田を台帳から拾い上げ、畑地化が可能か検討する。畑地化が可能であれば、圃場の耕作者・所有者に今後の作付け意向を確認し、畑地化支援を活用して推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

高品質米の全量生産を基本としながら、「ふくまる」など市場ニーズに合致した品種の生産拡大に取り組む。

また、地場産米のPRを関係団体及び関係機関が一体となり推進し、首都圏など大量消費地への販路拡大や地産地消の推進に努める。

生産については、経営の大規模化による低コスト化及び省力化を推進するとともに、高品質米の生産指導の徹底を図り、安心・安全な買ってもらえる米づくりを押し進める。

(2) 備蓄米

需要に応じた備蓄米の生産に取り組む。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米を転作作物の中心作物に位置づけ、国からの産地交付金及び市の補助金を活用し、多収性専用品種の導入や認定農業者等の担い手への農地集積・集約化及び低コスト化の取組みを推進し、飼料用米の作付け拡大を図る。

また、近年、拡大が懸念されている「縞葉枯病」などの予防、防除に取り組み、収穫量の低下防止を図るとともに、抵抗性品種や多収穫品種への転換を推進する。

イ 米粉用米

現状では少ない需要を増やすため、学校給食、直売所、パン屋などへ売り込みを行い、米粉用米の生産量の拡大を図る。

ウ 新市場開拓用米

需要に応じた作付けの取り組みを行う。

エ WCS 用稲

畜産農家と連携し、需要に応じた高品質なWCS用稲の生産を推進するとともに、適正な品種の選定により作期分散をすることで、生産性の向上や規模拡大に取り組む。

オ 加工用米

加工用米は飼料用米と同様に生産者が取り組みやすいことから、市場動向を注視し、飼料用米との調整を図りながら推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦、大豆、飼料作物については、灌漑施設が整備されていない農地を中心に転作作物として推進するとともに、関係機関と協力して農地集積・集約化を推進し、生産性や品質の向上に努める。

(5) なたね

なたねについては地域に搾油及び販売業者があり、販売先を確保できることから、生産性や品質の向上に努めながら、生産の拡大を図る。

（６）高収益作物

※ 野菜

少量多品目を生産する農家が大多数である。

近年、農産物直売所やスーパーのインショップ等での販売が好評で、順調に売り上げを伸ばしており、地の利を活かした大都市圏への販売も活発に行われるようになった。

今後は、消費者のニーズに合致した野菜の生産に取り組むとともに、安全・安心で高品質な野菜の生産を関係機関と一体となって推進する。

また、特にトマトは活発に生産されていて、県の銘柄推進産地の認証を受けており市場人気も非常に高いため、今後は売り上げや品質、生産性などの向上を図り、ブランドを定着させ銘柄指定産地への格上げを目指す。

※ 花卉、花木

栽培管理が高度化しているため特殊性があるが、面積当たりの収入は大きいため、地域振興作物として推進する。

※ 果樹

栽培面積は少ないが、ブドウなどの果樹栽培が行われており、主に直接販売や直売所で人気を博している。しかし、永年性作物として４年目以降は対象面積から控除されるため、面積拡大は余り望めない。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1431.2	0.0	1483.2	0.0	1483.2	0.0
備蓄米	0.0	0.0	28.7	0.0	28.7	0.0
飼料用米	410.8	0.0	362.1	0.0	362.1	0.0
米粉用米	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
WCS用稲	1.5	0.0	1.5	0.0	1.5	0.0
加工用米	1.7	0.0	1.7	0.0	1.7	0.0
麦	11.0	0.0	12.0	0.0	12.0	0.0
大豆	4.1	1.5	4.4	1.5	4.4	1.5
飼料作物	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
なたね	0.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0
高収益作物	13.6	0.0	13.7	0.0	13.7	0.0
・野菜	8.4	0.0	8.4	0.0	8.4	0.0
・花き・花木	0.9	0.0	0.9	0.0	0.9	0.0
・果樹	2.3	0.0	2.4	0.0	2.4	0.0
・その他の高収益作物	2.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
畑地化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	麦（基幹作） WCS用稲（基幹作）	麦・WCS用稲の 土地利用集積助成	土地利用集積面積 (ha)	(5年度) 10.3ha	(6年度) 12.5ha (7年度) 13.0ha (8年度) 13.5ha
2	飼料用米（基幹作）	飼料用米の 土地利用集積助成	土地利用集積面積 (ha)	(5年度) 209.5ha	(6年度) 212.5ha (7年度) 216.0ha (8年度) 220.0ha
3	飼料用米（基幹作） WCS用稲（基幹作）	新規需要米 団地形成助成	取組面積 (ha)	(5年度) 85.0ha	(6年度) 90.0ha (7年度) 95.0ha (8年度) 100.0ha
4	高収益作物（基幹作）	高収益作物助成	取組面積 (ha)	(5年度) 10.3ha	(6年度) 10.7ha (7年度) 11.1ha (8年度) 11.5ha
5	トマト（基幹作）	産地化助成	取組面積 (ha)	(5年度) 2.2ha	(6年度) 2.3ha (7年度) 2.4ha (8年度) 2.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:取手市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	麦・WCS用稲の 土地利用集積助成	1	2,350	麦 WCS用稲	1ha以上作付けし、収穫・販売する(認定農業者・集落営農組織)
2	飼料用米の 土地利用集積助成	1	2,360	飼料用米	1ha以上作付けし、収穫・販売する(認定農業者・集落営農組織)
3	新規需要米 団地形成助成	1	1,400	飼料用米 WCS用稲	区分管理方式とし、協議会で定めた新規需要米推進地区において、概ね5ha以上の圃場が集積するエリアで作付けする
4	高収益作物助成	1	1,720	高収益作物	対象作物を収穫し、出荷・販売する
5	産地化助成	1	2,330	トマト	対象作物を収穫し、出荷・販売する

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙) 高収益作物の交付対象作物及び単価(取手)

※ 同一の圃場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち一回を本助成の対象にする。

※ 助成対象となる作物は、令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)産のものとする。

○ 野菜(1,720円/10a)

山菜類・きのこ類・ハーブ類・種苗類・えごまを含む野菜全般

○ 花卉・花木(1,720円/10a)

鉢物類・花壇用苗物・種苗類を含む花卉花木全般

○ 果樹(1,720円/10a)

ぶどうを含む果樹全般

○ その他(1,720円/10a)

落花生・インゲン・芝・小豆・ひまわり(搾油用)

※当年度が育成期間に当たる場合は、次年度以降に販売を行うことを目的に適切な肥培管理等を行うことを条件に助成対象とする。

※種苗類等を生産した農家自らが需要者として使用する場合は、販売伝票等の代わりに『その使用状況がわかる帳簿等』を備えておくことで助成対象とする。